
3 0 0 3. 輸出申告

業務コード	業務名
EDC	輸出申告

1. 業務概要

「輸出申告事項登録（EDA）」業務後に以下の手続きを行う。

- ①輸出申告
- ②積戻し申告
- ③特定委託輸出申告
- ④特定製造貨物輸出申告
- ⑤特定輸出申告
- ⑥展示等積戻し申告

本業務では上記手続きに対し通常申告、搬入時申告の旨の登録または開庁時申告の旨の登録を行う。

輸出申告及び積戻し申告の場合は、申告条件を指定することで、貨物が搬入前においても申告が可能であり、以下の通りとする。

- ①貨物が保税地域等に搬入される前（本船・ふ中扱い貨物の場合は、船舶、はしけ等への積込前）に行われた輸出申告または積戻し申告を、「搬入前申告」という。
- ②貨物が保税地域等に搬入された後（本船・ふ中扱い貨物の場合は、船舶、はしけ等への積込後）に行われた輸出申告または積戻し申告を、「搬入後申告」という。

特定輸出申告、特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告の場合は、貨物が搬入前においても申告が可能である。

搬入前申告、開庁時搬入前申告の旨の登録、搬入時申告の旨の登録は、AWB番号が輸出貨物情報DBに登録されていない場合でも可能である。（航空のみ）

（1）本業務では以下の申告条件を指定することができる。

コード	申告条件	備考
なし	搬入後申告	搬入時申告または開庁時申告による自動起動を含む。
	輸出申告及び積戻し申告以外における、通常申告	
X	搬入前申告	開庁時搬入前申告による自動起動を含む。
I	貨物搬入時に輸出申告等を自動起動する旨の登録（以下、搬入時申告）	搬入時申告の前に訂正が行われた場合は、改めて本業務による搬入時申告の登録が行われない限り、搬入時申告は処理されないこととなる。
K	登録後最初に到来する予め定められた時刻（ただし、当該時刻の属する日が「行政機関の休日に関する法律」に規定する行政機関の休日に当たるときは、これらの日の翌日の予め定められた時刻）以降に輸出申告等を自動起動する旨の登録（以下、開庁時申告）	①開庁時申告の前に訂正が行われた場合は、改めて本業務による開庁時申告の登録が行われない限り、開庁時申告は処理されないこととなる。 ②輸出申告または積戻し申告の場合は、搬入後申告に限る。
Y	登録後最初に到来する予め定められた時刻（ただし、当該時刻の属する日が「行政機関の休日に関する法律」に規定する行政機関の休日に当たるときは、これらの日の翌日の予め定められた時刻）以降に搬入前申告を自動起動する旨の登録（以下、開庁時搬入前申告）	開庁時搬入前申告の前に訂正が行われた場合は、改めて本業務による開庁時搬入前申告の登録が行われない限り、開庁時搬入前申告は処理されないこととなる。

郵便物の場合は、申告条件「X」「I」「Y」は利用不可である。

- (2) 本業務で入力可能な申告条件と事項登録時の申告等種別との組み合わせは以下の通りである。

○：入力可能 ×：入力不可

申告条件 申告等種別	なし	X	I	K	Y
輸出申告	○	○	○	○	○
積戻し申告	○	○	○	○	○
特定委託輸出申告 特定製造貨物輸出申告	○	×	○	○	×
特定輸出申告	○	×	○	○	×
展示等積戻し申告	○	×	×	○	×

- (3) 本業務は以下の時間帯にて実施可能である。

申告条件	実施可能時間帯	特記事項
なし X	税関開庁時間内	本業務が税関の開庁時間外にわたる場合は、業務を行った時刻に係る時間外執務要請届がされている必要がある。
K Y	税関開庁時間外	
I	時間帯を問わない	

- (4) 税関開庁時間外における時間外執務要請届を利用した申告について

申告条件「なし」「X」の場合は、時間外執務要請届の届出時間帯であれば申告を行うことができる。

申告条件「I」の場合は、貨物の搬入前に時間外執務要請届を行っておくことで、時間外執務要請届の届出時間帯に貨物の搬入がされれば、申告が自動で受理される。

- (5) 登録内容に基づき輸出申告等を「簡易審査扱い」、「書類審査扱い」または「検査扱い」のいずれかに選定する。

申告条件「なし」の場合で「簡易審査扱い」に選定された場合は、即時に輸出等許可とする。

申告条件「X」の場合で「簡易審査扱い」に選定された場合は、輸出申告搬入後処理前に審査終了した旨（以下、「搬入前申告審査終了」という。）を登録する。

- (6) 審査区分が「検査扱い」に選定された場合は、「現場検査」または「検査場検査」のいずれかに選定される場合がある。（航空のみ）

2. 入力者

通関業

3. 制限事項

なし。

4. 入力条件

- (1) 入力者チェック（○：チェックを行う、空白：チェックを行わない）

△：申告条件「なし」

項番	チェック条件	△	X	I	K	Y
1	システムに登録されている利用者であること。	○	○	○	○	○
2	輸出申告DBに登録されている申告予定者と同一であること。 または、申告予定者に対して、入力者が申告可能な旨がシステムに登録されていること。	○	○	○	○	○
3	「通関士審査結果登録（CCA）」業務にて、通関士審査済の旨が登録されている場合、CCA業務実施者と同一であること。	○	○	○	○	○

項番	チェック条件	△	X	I	K	Y
4	システムに通関士として登録されていること。ただし、輸出申告DBに通関士審査済の旨が登録されている場合を除く。	○	○	○	○	○
5	特定委託輸出申告の場合は、認定通関業者としてシステムに登録がされていること。	○		○	○	

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(B) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(3) 輸出申告DBチェック (○：チェックを行う、空白：チェックを行わない) (海上のみ)

項番	チェック条件	△	X	I	K	Y
1	申告等番号が輸出申告DBに存在すること。	○	○	○	○	○
2	輸出申告事項の登録が完了した状態であること。	○	○	○	○	○
3	輸出申告等がされていないこと。	○	○	○	○	○
4	搬入時申告の旨が登録されていないこと。			○		
5	開庁時申告の旨が登録されていないこと。				○	○
6	本業務を行おうとする日がEDA業務で入力された出港予定年月日を過ぎていないこと。	○	○	○	○	○
7	洋上輸出の旨が登録されていないこと。		○			○
8	郵便物である旨が登録されていないこと。		○	○		○
9	通関士審査結果として訂正要の旨の登録がされていないこと。	○	○	○	○	○
10	あて先官署と蔵置官署が異なる場合、申告予定者に登録があること。	○	○	○	○	○

(4) 輸出申告DBチェック (○：チェックを行う、空白：チェックを行わない) (航空のみ)

項番	チェック条件	△	X	I	K	Y
1	申告等番号が輸出申告DBに存在すること。	○	○	○	○	○
2	輸出申告事項の登録が完了した状態であること。	○	○	○	○	○
3	輸出申告等がされていないこと。	○	○	○	○	○
4	開庁時申告の旨が登録されていないこと。				○	○
5	郵便物である旨が登録されていないこと。		○	○		○
6	通関士審査結果として訂正要の旨の登録がされていないこと。	○	○	○	○	○
7	あて先官署と蔵置官署が異なる場合、申告予定者に登録があること。	○	○	○	○	○

(5) 時間外執務要請届DBチェック

申告条件「なし」「X」が税関開庁時間外に行われた場合は、以下のチェックを行う。

①当該申告者分の時間外執務要請届DB（届出種別「A：通関」または「E：通関（24時間提出可能）」が存在すること。

②本業務が行われた時刻が時間外執務要請届の届出時間帯であること。

(6) 税関開庁時間チェック

申告条件「K」「Y」の場合は、本業務実施時間が税関の開庁時間外であること。

(7) 通貨換算レートの適用期間チェック

インボイス通貨コード、FOB通貨コード及びベーシックプライス通貨コードについて外貨が登録されている場合は、以下のチェックを行う。

本業務日（自動起動を含む。以下同様）がEDA業務で適用された通貨換算レートの期間内であること。

ただし、申告条件「I」「K」「Y」の場合で、事項登録時に翌週レートを取得している場合は、本業務日がEDA業務で適用された通貨換算レートの期間を過ぎていないこと。

(8) 貨物情報DBチェック（○：チェックを行う、空白：チェックを行わない）（海上のみ）

登録されている輸出管理番号について以下のチェックを行う。ただし、輸出申告DBに郵便物である旨が登録されている場合はチェックを行わない。

項番	チェック条件	△	X	I	K	Y
1	輸出管理番号が貨物情報DBに存在すること。	○	○	○	○	○
2	輸出貨物または積戻し貨物であること。	○	○	○	○	○
3	貨物の輸出または積戻しの区分と、申告等種別コード及び貿易形態別符号の輸出または積戻しの区分が一致すること。	○	○	○	○	○
4	以下の項目について輸出申告DBに登録されている内容と一致すること。					
	①貨物個数	○	○	○	○	○
	②個数単位コード	○	○	○	○	○
	③積載予定船舶コード 本船扱い貨物（特定輸出申告で自社本船通関を含む。）の場合にチェックを行う。	○	○		○	○
	④積込港コード 本船扱い貨物（特定輸出申告で自社本船通関を含む。）の場合にチェックを行う。	○	○		○	○
5	蔵置場所が輸出申告DBに登録されている通関予定蔵置場と一致すること。	○			○	
6	保税運送承認された積戻し貨物以外の場合は、搬入予定先が輸出申告DBに登録されている通関予定蔵置場と一致すること。 なお、特定輸出申告、特定委託輸出申告または特定製造貨物輸出申告の場合は、当初の申告条件が「I」の場合のみチェックを行う。		○	○		○
7	保税運送承認された積戻し貨物の場合は、到着地が輸出申告DBに登録されている通関予定蔵置場と一致すること。		○			○
8	貨物が分散蔵置されている（搬入予定先が複数登録されている）場合は、蔵置場所（搬入予定先）は5ヶ所以内であること。	○	○	○	○	○
9	本船扱い貨物またはふ中扱い貨物でないこと。			○		
10	仕分けの親となっていないこと。	○	○	○	○	○
11	仕合せの親となっていないこと。	○	○	○	○	○
12	見本持出許可申請中でないこと。	○	○		○	○
13	訂正保留となっていないこと。	○	○		○	○
14	他の輸出申告等がされていないこと。	○	○	○	○	○
15	以下の登録がされていないこと。 ①「亡失届受理」 ②「滅却承認」 ③「現場収容」 ④「税関内収容」 ⑤「その他の搬出承認」	○	○		○	○

項番	チェック条件	△	X	I	K	Y
16	貨物手作業移行されていないこと。	○	○		○	○
17	本船扱い貨物を除く貨物について船積終了の登録がされていないこと。	○	○		○	○
18	本船扱い貨物の場合は、船積終了の登録がされていること。 (特定輸出申告は自社本船通関の場合のみチェックする。)	○			○	
19	輸出申告DBに本船・ふ中扱い承認申請番号が登録されている場合、同一の本船・ふ中扱い承認申請番号が登録されていること。	○	○		○	○
20	自動起動による申告の場合は、税関への通知を要する事故が登録されている貨物(税関による事故確認登録がされている貨物を除く)でないこと。	○			○	
21	特定輸出申告、特定委託輸出申告または特定製造貨物輸出申告の場合は、特定輸出貨物、特定委託輸出貨物または特定製造貨物であること。	○		○	○	
22	特定輸出申告、特定委託輸出申告または特定製造貨物輸出申告でない場合は、特定輸出貨物、特定委託輸出貨物及び特定製造貨物でないこと。	○	○	○	○	○
23	他所蔵置場所で通関する場合は、以下のチェックを行う。(特定輸出申告、特定委託輸出申告または特定製造貨物輸出申告の場合はチェックしない。ただし、③については蔵置中に限ってチェックを行う。)					
	①貨物情報DBに他所蔵置許可申請番号が登録されていること	○			○	
	②貨物情報DBと輸出申告DBに登録されている他所蔵置許可申請番号が一致すること	○			○	
	③本業務の入力日が他所蔵置の許可期間内であること	○				
24	搬入予定先がシステム参加保税地域 ^{*1} であること。			○		
25	「積戻貨物情報登録(RCR)」業務が行われている場合は、輸出申告DBに登録されている通関予定蔵置場に全量搬入済でないこと。		○	○		○
26	積戻し貨物の場合は、保税運送申出中でないこと。	○	○		○	○
27	保税運送承認された積戻し貨物の場合は、到着地に搬入済であること。	○			○	
28	入力者が、貨物情報DBに登録されている申告予定通関業と一致すること。または、申告予定通関業に対して、入力者が申告可能な旨がシステムに登録されていること。	○	○	○	○	○

(※1) システム参加保税地域とは、システムに参加している保税地域をいう。

(9) 輸出貨物情報DBチェック (○: チェックを行う、空白: チェックを行わない) (航空のみ)

登録されているAWB番号について以下のチェックを行う。ただし、輸出申告DBに郵便物である旨が登録されている場合はチェックを行わない。

項番	チェック条件	△	X	I	K	Y
1	AWB番号が輸出貨物情報DBに存在すること。 (申告条件「X」「I」「Y」の場合で、AWB番号が輸出貨物情報DBに存在しない場合は、後続のチェックを行わない。ただし、その場合はAWB番号の枝番入力不可。)	○	○	○	○	○
2	MAWBでないこと。	○	○		○	○
3	仮陸揚げ貨物でないこと。	○	○			○
4	システム外許可済でないこと。	○	○			○

項番	チェック条件	△	X	I	K	Y
5	貨物の輸出または積戻しの区分と、申告等種別コード及び貿易形態別符号の輸出または積戻しの区分が一致すること。	○	○	○	○	○
6	車上通関扱いの旨が登録されている場合は、輸出申告DBの輸出承認証等識別に車上通関扱いの旨が登録されていること。	○			○	
7	以下の項目について輸出申告DBに登録されている内容と一致すること。					
	①貨物個数	○	○	○	○	○
	②蔵置場所（搬入予定先） 特定輸出申告、特定委託輸出申告または特定製造貨物輸出申告の場合は、当初の申告条件が「I」の場合のみチェックを行う。	○	○	○	○	○
8	仕分け親または仕合せ親となっていないこと。	○			○	
9	情報の分割親または情報の統合親となっていないこと。	○			○	
10	仕分けまたは仕合せされている場合は、取扱確認が行われていること。	○			○	
11	訂正保留となっていないこと。	○			○	
12	他の輸出申告等がされていないこと。	○	○	○	○	○
13	以下の登録がされていないこと。 ①「貨物差止め」 ②「亡失届受理」 ③「滅却承認」 ④「その他」 (申告条件「X」「Y」の場合は、①のみチェックを行う。)	○	○		○	○
14	貨物手作業移行されていないこと	○	○		○	○
15	搭載完了登録されていないこと。	○	○		○	○
16	税関への通知を要する事故情報が登録されている場合、税関による事故確認が登録されていること。	○			○	
17	他所蔵置場所で通関する場合は、以下のチェックを行う。（特定輸出申告、特定委託輸出申告または特定製造貨物輸出申告の場合はチェックしない。ただし、③については蔵置中に限ってチェックを行う。）					
	①輸出貨物情報DBに他所蔵置許可申請番号が登録されていること	○			○	
	②輸出貨物情報DBと輸出申告DBに登録されている他所蔵置許可申請番号が一致すること	○			○	
	③本業務の入力日が他所蔵置の許可期間内であること	○				
18	特定輸出申告、特定委託輸出申告または特定製造貨物輸出申告の場合で、当初の申告条件が「I」の場合は、搬入予定先がシステム参加蔵置場または他所蔵置場所であること。	○		○	○	
19	UBG貨物でないこと。	○	○	○	○	○
20	輸出貨物情報DBに通関依頼先が指定されている場合は、通関依頼先と入力者が一致すること。または、通関依頼先に対して、入力者が申告可能な旨がシステムに登録されていること。	○	○	○	○	○

(10) 国内用輸出入者DBチェック

登録されている輸出者コードまたは法人番号について以下のチェックを行う。

- ①輸出者コードまたは法人番号が国内用輸出入者DBまたは法人番号管理DBに存在すること。
- ②特定輸出申告の場合は、特定輸出申告が実施可能な旨の登録がされている輸出者であること。
- ③特定製造貨物輸出申告の場合は、特定製造貨物輸出申告が実施可能な旨の登録がされている輸出者であること。

- ④EDA業務を行った日と本業務日の間で、システムに登録されている当該申告に係る輸出者情報に変更がないこと。

(11) 輸出品目DBチェック

輸出申告DBに9桁の品目コードが登録されている場合は、登録されている輸出統計品目番号について以下のチェックを行う。

- ①輸出統計品目番号が輸出品目DBに存在すること。
- ②輸出統計品目番号に適用期間が登録されている場合は、本業務の入力日が適用期間内であること。
- ③EDA業務を行った日と本業務日の間で、輸出品目DBに登録されている当該申告に係る輸出品目情報に変更がないこと。

(12) 輸出関税減免税コードDBチェック（○：チェックを行う、空白：チェックを行わない）

申告条件 申告等種別	なし	X	I	K	Y
輸出申告	○	○			
積戻し申告	○	○			
特定委託輸出申告／ 特定製造貨物輸出申告	○				
特定輸出申告	○				
上記以外					

登録されている関税減免税コードについて以下のチェックを行う。

- ①関税減免税コードが輸出関税減免税コードDBに存在すること。
- ②関税減免税コードに適用期間が定められている場合は、本業務日が適用期間内であること。
- ③特定輸出申告、特定委託輸出申告または特定製造貨物輸出申告の場合は、関税減免税コードが特定輸出申告で使用不可の旨の登録がされていないこと。

(13) 輸出自動車DBチェック（○：チェックを行う、空白：チェックを行わない）

システムで道路運送車両法における輸出抹消仮登録（以下、輸出抹消仮登録という）を証明する旨の登録がある場合は、以下のチェックを行う。

項番	チェック条件	△	X	I	K	Y
1	輸出自動車情報登録番号が輸出自動車DBに存在すること。	○	○	○	○	○
2	輸出自動車DBに申告等番号が登録されている場合は、入力された申告等番号が同一であること。	○	○	○	○	○

(14) 本船・ふ中扱い承認申請DBチェック

輸出申告DBに登録されている通関予定蔵置場が本船扱いまたはふ中扱いの蔵置場である場合、以下のチェックを行う。（マニュアルで本船・ふ中扱い承認を受けている場合は（A）のみチェックする。）

- (A) 輸出申告DBに本船・ふ中扱い承認申請番号が登録されていること。
- (B) 本船・ふ中扱い承認申請番号が本船・ふ中扱い承認申請DBに存在すること。
- (C) 本船・ふ中扱い承認されていること。
- (D) 以下の項目について本船・ふ中扱い承認申請DBに登録されている内容が輸出申告DBに登録されている内容と一致すること。
 - ①輸出管理番号
 - ②輸出者コードの先頭8桁または13桁
 - ③積載予定船舶コード

(15) 保税地域関連チェック

通関予定蔵置場が自社施設の場合は、当該申告の輸出者が自社施設を管理する輸出者であること。（輸出者コードの先頭8桁または13桁が一致すること。）

(16) インボイス・パッキングリストDBチェック

輸出申告DBに電子インボイス受付番号が登録されている場合は、以下のチェックを行う。

- ①電子インボイス受付番号が、インボイス・パッキングリストDBに存在すること。
- ②輸出インボイスであること。
- ③入力者または輸出申告DBに登録されている事項登録者が、インボイス・パッキングリストDBに登録されている通関申告予定者と同一であること。または、通関申告予定者に対して、入力者が申告可能な旨がシステムに登録されていること。
- ④他の輸出申告等で使用されていないこと。

(17) 搬入伝票・LDR情報DBチェック（航空のみ）

貨物に搬入伝票情報が登録されている場合で、搬入前の場合は、貨物に登録されている搬入伝票番号が、搬入伝票・LDR情報DBに存在すること。

(18) ライセンスDBチェック

輸出申告DBの輸出承認証等識別に外為法電子ライセンスに対応するコードの登録がある場合は、以下のチェックを行う。

項番	チェック条件	△	X	I	K	Y
1	入力者が通関業者指定DBに登録されている利用者（先頭5桁）と同一であること。	○	○	○	○	○
2	電子ライセンス番号が、ライセンスDBに存在すること。	○	○	○	○	○
3	電子ライセンス番号が、無効となっていないこと。	○	○	○	○	○
4	本業務が行われた日がライセンスDBに登録されている有効期限内であること。 ただし、ライセンスDBに登録されている有効期間の終了日が、「行政機関の休日に関する法律」に規定する行政機関の休日に当たるときは、これらの休日の翌日を有効期間の終了日とする。	○	○	○	○	○
5	突合情報DBの突合総合結果に、「OK」、「MN」、または、「RS」が登録されていること。	○	○			
6	輸出申告等事項の訂正が行われている場合は、「外為法 突合情報登録（J T Z）」業務が実施されていること。	○	○			

(19) その他のチェック

自由化申告の場合は、以下のいずれかであること。

- ①入力者は本業務が入力された日において認定通関業者である。
- ②輸出者は本業務が入力された日において特定輸出者または特定製造貨物輸出者である。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「000000-000000-000000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「000000-000000-000000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

(2) 申告条件切り替え処理

- (A) 申告条件「X」の場合に、貨物が全量搬入済（本船扱い貨物の場合は、船積登録済）である場合は、申告条件「なし」に切り替え、処理を継続する。

- (B) 申告条件「Y」の場合に、貨物が全量搬入済（本船扱い貨物の場合は、船積登録済）である場合は、申告条件「K」に切り替え、処理を継続する。
- (C) 申告条件「I」の場合に、貨物が全量搬入済である場合は、申告条件「なし」に切り替え、処理を継続する。
- (D) 申告条件「I」後に、貨物が税関の開庁時間外に搬入確認登録された場合は、本業務が自動起動され、以下の通り処理する。
 - ①時間外執務要請届がされている場合は、起動された時刻が時間外執務要請届の届出時間帯であれば、本業務が申告条件「なし」で処理される。
 - ②上記①以外は、本業務が申告条件「K」として処理され、登録後最初に到来する予め定められた時刻（ただし、当該時刻の属する日が「行政機関の休日に関する法律」に規定する行政機関の休日に当たるときは、これらの日の翌日の予め定められた時刻）に自動起動される。なお、翌平日の予め定められた時刻を待たずに輸出申告等を行うには、時間外執務要請届がされた後、本業務にて輸出申告等を行う。

(3) 審査区分選定処理 (○：処理を行う、空白：処理を行わない)

登録内容に基づき、審査区分を選定する。

項番	処理内容	△	X	I	K	Y
1	「簡易審査扱い」、「書類審査扱い」または「検査扱い」のいずれかに選定する。	○	○			

(4) 検査区分選定処理 (航空のみ)

申告条件「なし」「X」の場合で、「検査扱い」に選定された場合は、「現場検査」または「検査場検査」に選定される場合がある。

(5) 許可処理

申告条件「なし」の場合、で「審査区分選定処理」により「簡易審査扱い」(保留中を除く)に選定された場合は、許可とする。

(6) 審査終了処理

申告条件「X」の場合で、「審査区分選定処理」により「簡易審査扱い」(保留中を除く)に選定された場合は、搬入前申告審査終了とする。

(7) 通関関係書類 (原紙) 提出要否判定処理

申告条件「なし」「X」の場合で、輸出申告DBの内容に基づき、通関関係書類 (原紙) の提出要否を判定する。(「簡易審査扱い」(保留中)を除く)

(8) 通関関係書類提出要否判定処理

申告条件「なし」「X」の場合で、「審査区分選定処理」により「簡易審査扱い」(保留中を除く)に選定された場合は、輸出申告DBの内容に基づき、通関関係書類の提出要否を判定する。

(9) 利用者用整理番号の払い出し処理

申告条件「なし」「X」の場合で、利用者用整理番号の付与が必要である旨がシステムに登録されている入力者の場合は、その利用者単位の通番を払い出す。ただし、既に利用者用整理番号が払い出されている場合は、その番号を引き継ぐ。

(10) 保税運送期間設定処理

許可となった場合 (特定輸出申告、洋上輸出および本船扱い貨物を除く) は、「通関蔵置場を管轄する税関」と「輸出許可貨物の積込港を管轄する税関」に基づいて保税運送期間を設定する。

(11) 輸出申告DB処理

①手続きの状況を輸出申告DBに登録する。

②輸出申告DBに郵便物である旨が登録されている場合で、EDA業務で「出港予定年月日」に入力がなく許可となった場合は、「出港予定年月日」に許可年月日を設定する。

(12) 貨物情報DB処理 (○：処理を行う、空白：処理を行わない) (海上のみ)

輸出申告DBに郵便物である旨が登録されている場合は、処理を行わない。

項番	処理内容	△	X	I	K	Y
1	手続きの状況を貨物情報DBに登録する。	○	○	○		
2	「簡易審査扱い」(保留中を除く)となった場合で、以下の項目に関して、貨物情報DBに登録されている情報と輸出申告DBに登録されている情報が異なる場合は、輸出申告DBに登録されている情報を貨物情報DBに登録する。					
	①積載予定船舶コード	○	○			
	②積載予定船名	○	○			
	③出港予定年月日	○	○			
	④積込港コード	○	○			
	⑤輸出者コード	○	○			
	⑥輸出者名	○	○			
	⑦インボイス番号	○	○			

項番	処理内容	△	X	I	K	Y
	⑧仕向人コード	○	○			
	⑨仕向人名	○	○			
	⑩仕向人住所 1～4	○	○			
	⑪仕向人郵便番号	○	○			
	⑫仕向人国名コード	○	○			
3	搬入時申告を行う旨を登録する。			○		
4	貨物搬入時（本船扱い貨物の場合は、船積登録時）に輸出申告搬入後処理の自動起動を行う旨を登録する。 ただし、貨物の搬入予定先がシステム不参加の場合、またはふ中扱い貨物の場合は除く。		○			

(13) 輸出貨物情報DB処理（航空のみ）

輸出申告DBに郵便物である旨が登録されている場合は、処理を行わない。

- (A) 輸出申告DBに登録されているAWB番号が輸出貨物情報DBに存在する場合、手続きの状況を輸出貨物情報DBに登録する。
- (B) 輸出申告DBに登録されているAWB番号が輸出貨物情報DBに存在しない場合、輸出貨物情報DBを作成する。
- (C) 輸出者コードの項目に関して、輸出貨物情報DBに登録されている情報と輸出申告DBに登録されている情報が異なる場合は、輸出申告DBに登録されている情報を輸出貨物情報DBに登録する。
- (D) 申告条件「I」の場合は、搬入時申告を行う旨を登録する。
- (E) 申告条件「X」の場合は、貨物搬入時に輸出申告搬入後処理の自動起動を行う旨を登録する。

(14) 輸出自動車DB処理（○：処理を行う、空白：処理を行わない）

申告条件	なし	X	I	K	Y
申告等種別					
輸出申告	○	○			
特定委託輸出申告／ 特定製造貨物輸出申告	○				
特定輸出申告	○				
上記以外					

システムで輸出抹消仮登録を証明する旨の登録がある場合は、手続きの状況を輸出自動車DBに登録する。

(15) 本船・ふ中扱い承認申請DB処理

申告条件「なし」の輸出申告、積戻し申告の場合で、許可となった場合は、本船・ふ中扱い承認申請DBに削除の旨を登録する。

(16) 時刻起動電文DB処理

- ①申告条件「なし」「X」の場合で、申告条件「K」「Y」後に時間外執務要請届の届出時間帯に本業務が行われた場合は、登録済みの時刻起動電文DBを削除する。
- ②申告条件「K」の場合は、開庁時申告を行う旨を時刻起動電文DBに登録する。
- ③申告条件「Y」の場合は、開庁時搬入前申告を行う旨を時刻起動電文DBに登録する。

(17) 時間外執務要請届使用実績DB処理

申告条件「なし」「X」が税関の開庁時間外の場合、時間外執務要請届を使用した旨を時間外執務要請届使用実績DBに登録する。

(18) インボイス・パッキングリストDB処理

輸出申告DBに登録されている電子インボイス受付番号に係るインボイス・パッキングリストDBに、輸出申告等がされた旨を登録する。

また、許可となった場合は、許可された旨及び削除対象とする旨を登録する。

(19) 搬入伝票・LDR情報DB処理（航空のみ）

貨物に搬入伝票情報が登録されている場合で、搬入前の場合は、搬入前に申告が行われた旨を登録する。

(20) 添付ファイル管理DB処理

入力された申告等番号に対して、添付ファイルの登録が行われている場合は、以下の処理を行う。

- ①手続きの状況を添付ファイル管理DBに登録する。
- ②申告条件「なし」「X」の場合は、輸出申告等がされた旨を添付ファイル管理DBに登録する。
- ③申告条件「なし」の場合で、許可となった場合は、「通関関係書類（原紙）提出要否判定処理」または「通関関係書類提出要否判定処理」の判定結果及び許可された旨を添付ファイル管理DBに登録する。

(21) ライセンスDB処理

輸出申告DBの輸出承認証等識別または輸出承認証等区分に外為法ライセンスに対応するコードの登録がある場合で、許可となった場合は、ライセンス用通関DBに許可された旨を登録する。

(2122) 注意喚起メッセージ出力処理

搬入前申告の場合で、貨物の搬入予定先がシステム不参加の場合は、注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。ただし、貨物が本船扱い貨物である場合は除く。

(2223) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
輸出申告等控情報* ²	許可とならなかった場合は、以下のいずれかとして出力 ①輸出申告控情報（大額） ②輸出申告控情報（少額） ③積戻し申告控情報（大額） ④積戻し申告控情報（少額） ⑤特定輸出申告控情報（大額） ⑥特定輸出申告控情報（少額） ⑦展示等積戻し申告控情報（大額） ⑧展示等積戻し申告控情報（少額）	入力者
輸出許可等通知情報* ³	許可となった場合は、以下のいずれかとして出力 ①輸出許可通知情報（大額） ②輸出許可通知情報（少額） ③積戻し許可通知情報（大額） ④積戻し許可通知情報（少額） ⑤特定輸出許可通知情報（大額） ⑥特定輸出許可通知情報（少額） ⑦展示等積戻し許可通知情報（大額） ⑧展示等積戻し許可通知情報（少額）	入力者
		輸出者* ⁴ 、* ¹⁰
許可・承認貨物（輸出）情報（海上の場合）	許可となった場合	通関蔵置場（分散蔵置されている場合は、すべての通関蔵置場）* ⁴ 、* ⁵ 、* ⁸ 、* ¹¹ 、* ¹²

情報名	出力条件	出力先
		バンニング場所（複数場所でバンニングする場合は、すべてのバンニング場所） * 4、* 9
許可・承認貨物（輸出）情報（航空の場合）	許可となった場合	通関蔵置場* 4、* 11、 * 12
輸出自動車情報控	システムで輸出抹消仮登録を証明する旨が登録されている場合で、許可とならなかった場合	入力者
輸出許可自動車情報	システムで輸出抹消仮登録を証明する旨が登録されている場合で、許可となった場合	入力者
検査指定情報* 6 （航空の場合）	検査区分が現場検査または検査場検査に指定された場合は申告書用と、倉主等用または運搬・倉主等用の2通を出力する	入力者
		検査立会者* 14
	以下の条件をすべて満たす場合 ①申告条件「なし」 ②検査区分が現場検査または検査場検査に指定された	保税蔵置場* 4、* 11、 * 12
輸出申告情報（レコーダ）		税関（通関担当部門）
		税関（通関担当部門） * 14
添付情報通知情報	以下の条件をすべて満たす場合 ①添付ファイルの登録が行われている場合 ②輸出申告情報（レコーダ）の出力を行った場合	税関（通関担当部門）
		税関（通関担当部門） * 14

- (* 2) 出力内容により、帳票レイアウトは異なる。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙 E 0 2 「輸出申告等控情報について」を参照。
- (* 3) 出力内容により、帳票レイアウトは異なる。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙 E 0 1 「輸出許可等通知情報について」を参照。
- (* 4) システムに出力する旨が登録されている場合にのみ出力する。
- (* 5) 当該許可貨物が本船扱い（特定輸出申告の場合は自社本船通関）であり、以下の条件をすべて満たす場合は、ブッキング船会社へ出力。
①貨物情報 DB にブッキング船会社が登録されている
②貨物情報 DB に登録されているブッキング船会社がシステムに参加している
- (* 6) 出力内容により、帳票レイアウトは異なる。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙 L 0 1 「検査指定情報等について」を参照。
- (* 7) 貨物が分散蔵置されている場合は出力しない。
- (* 8) 通関蔵置場兼バンニング場所の場合で、貨物が分散蔵置の場合は、他の通関蔵置場（通関蔵置場兼バンニング場所は除く）向けに出力する許可・承認貨物（輸出）情報も出力する。
- (* 9) 通関蔵置場兼バンニング場所には出力しない。
- (* 1 0) 許可情報の場合にのみ出力。
- (* 1 1) 特定輸出申告、特定委託輸出申告または特定製造貨物輸出申告で貨物が搬入前の場合は、搬入（予定）蔵置場へ出力。搬入後は貨物の蔵置場へ出力する。ただし、分散蔵置で一部搬入済みの場合は、搬入

済みの蔵置場のみ出力し、未搬入の搬入（予定）蔵置場へは出力しない。

- （＊１２）輸出申告ＤＢに郵便物である旨が登録されている場合は、ＥＤＡ業務で入力された通関予定蔵置場に出力する。
- （＊１３）検査立会者に指定されている利用者が申告者と同一である場合は出力しない。
- （＊１４）蔵置官署にて検査を行う場合は、蔵置官署に出力する。